

直方市水防計画書

令和 5 年

直方市

目 次

第1章 総 則 -----	1
第2章 水防機構及び事務 -----	1
第3章 重要水防改善箇所 -----	13
第4章 水防に関する連絡、広報 -----	17
第1節 情報の収集、広報及び連絡系統 -----	17
第2節 水位、雨量の情報 -----	20
第3節 危険事態発生の通報連絡 -----	22
第5章 水防警報 -----	22
第6章 水防活動 -----	22
第1節 水防非常配置 -----	22
第2節 水防資材 -----	22
第3節 輸送 -----	29
第4節 監視と警戒 -----	31
第5節 水防信号及び標識 -----	38
第6節 相互応援及び他の機関との協議 -----	40
第7節 避難 -----	40
第8節 水防報告と記録 -----	42
第9節 水防非常配置の解除 -----	49
第7章 水防費用と公用負担 -----	49
第1節 水防費用 -----	49
第2節 公用負担 -----	49
第8章 計画の更新 -----	49
第9章 その他 -----	49
第1節 水防工法 -----	49
第2節 水防訓練 -----	49
第3節 啓発広報 -----	49
付録 電話番号一覧表 -----	50
付録 1 国土交通省管理の重要水防箇所 -----	52
付録 2 県知事管理区間の重要水防箇所 -----	58
付録 水防法抜粋 -----	59
付録 水防工法一覧表 -----	63

第1章 総 則

この計画は、水防法（以下「法」という。）第33条の規定に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項を規定するものである。

第2章 水防機構及び事務

本市に水害の発生するおそれが生じたときからその危険がなくなるまで次の機構をもって水防事務を処理する。

1 災害対策本部の設置

直方市役所内に災害対策本部を設置する。

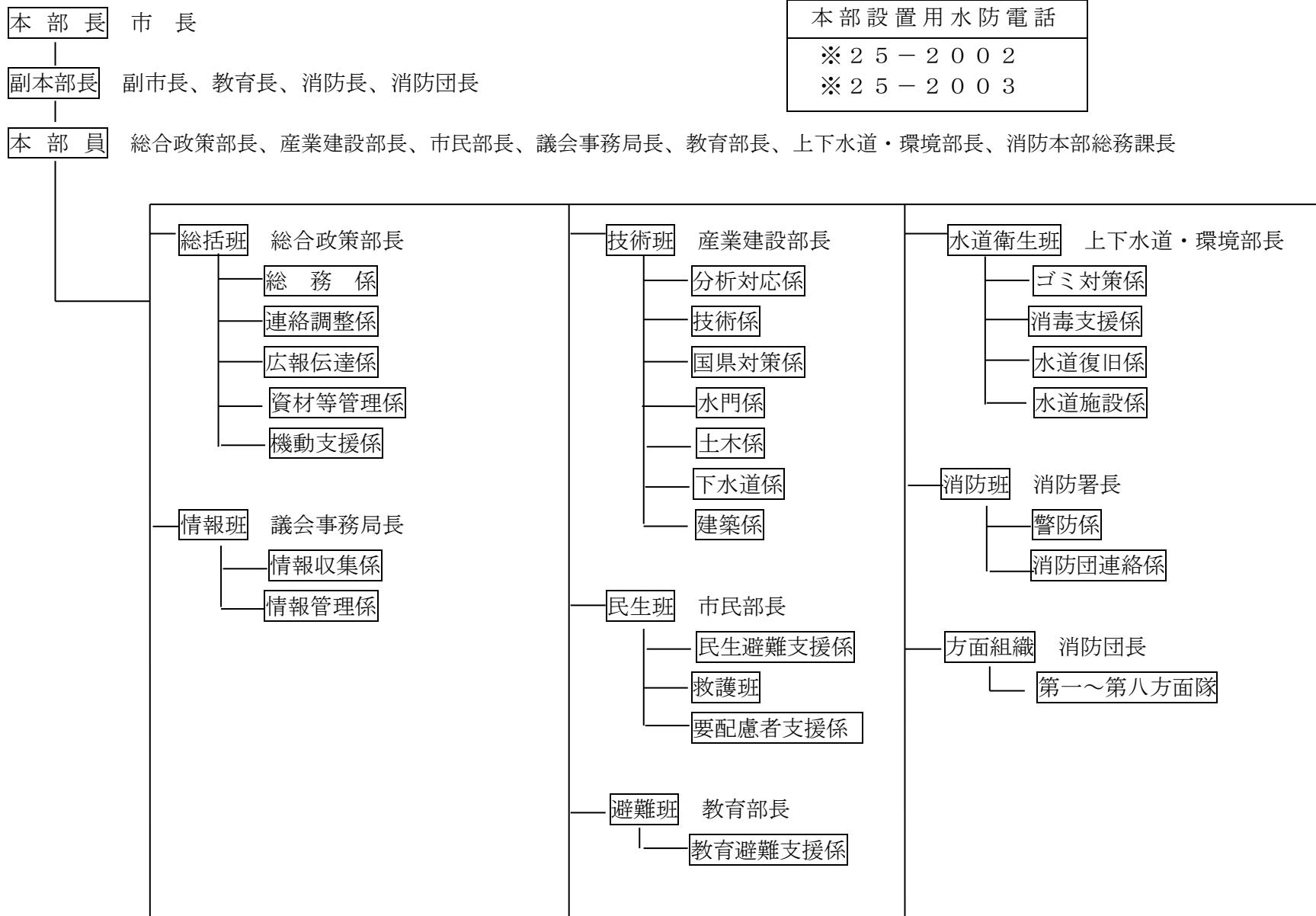
2 本部の組織及び事務分掌

組織は、別表1のとおり定め、事務分掌及び方面隊連絡系統は別表2及び別表2の2のとおりとする。

なお、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するものとする。

別表1

水 防 組 織



別表2

事務分掌

本部	職名	事務分掌
本部長	市長	1 市の地域に係る災害予防及び災害応急対策の実施 2 県知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部 3 県知事が行う救助の補助 4 災害復旧・復興の実施
副本部長	副市長 教育長 消防長 消防団長	1 市災対本部長の決断、指揮、命令の全般補佐に関すること 2 災害応急対策に係る所掌組織への命令・指示の徹底等に関すること 3 安全管理の補佐に関すること 1 現地対策本部設置時における現地対策本部の運用に関すること 【副市長】
本部員	総合政策部長 (総括班長) 市民部長 (民生班長) 産業建設部長 (技術班長) 上下水道・環境部長 (水道衛生班長) 議会事務局長 (情報班長) 教育委員会教育部長 (避難班長) 消防本部総務課長 (消防副班長)	1 市災対本部長の決断、指揮、命令の補佐に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 配備体制の決定及び動員の指示に関すること ・ 災害情報の収集・伝達に関すること ・ 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）及び安全確保措置の指示の決心及び発令に関すること ・ 要配慮者対策に関すること ・ 警戒区域の設定に関すること ・ 消防本部、消防団（水防団）の運用に関すること ・ 応援要請に関すること ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること ・ 中・大規模災害発生時等における救出・救助、行方不明者等の捜索、避難誘導等の優先順位及び勢力の配分の決定等、体制構築に関すること ・ 自衛隊、消防、警察等の任務分担等に関すること ・ 救助法の適用及び災害救助に関すること ・ 県知事及び消防庁長官への報告に関すること 2 災害広報・広聴に関すること 3 災害応急対策活動等に係わる県及び関係機関等との連携に関すること 4 要員確保に関すること 5 災害医療・助産に関すること 6 避難所の開設・運営に関すること 7 飲料水・食料、緊急物資の調達・支給に関すること 8 交通路の確保に関すること 9 緊急輸送に関すること 10 被災者支援に関すること 11 通信運用に関すること 12 各班の業務の統制・調整に関すること 13 その他、市災対本部長が命じた事項
準本部員	各班の副班長	1 班長の補佐に関すること 2 各班の情報を把握し、市災対本部へ情報提供・報告に関すること 3 市災対本部の決定・命令事項及び対策の伝達、指揮に関すること 4 その他、市災対本部長及び班長が命じた事項

別表2

事務分掌

班	係	係員	事務分掌
総括班	総務係	13名 基準	<p>1 市災対本部の運営に関すること</p> <p>2 災害応急対策にかかる本部員の業務の補佐に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象及び災害状況の迅速な把握 ・ 配備体制及び動員案の案出 ・ 高齢者等避難・避難指示及び緊急安全確保の指示の地域・時期・避難場所・経路案の案出 ・ 警戒区域設定案の案出 ・ 救助・救出及び応急対策のための技術班、機動支援係、消防班の運用案の案出 ・ 消防団（水防団）の運用案の案出 ・ 自主防災組織との連絡調整 ・ 避難住民の対策案の案出 <p>3 市災対本部長決断及び決定事項の細部業務の実施に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策活動の命令・指示の作成及び徹底に関すること ・ 自衛隊の災害派遣・撤収要請事務に関すること ・ 広域応援要請等事務に関すること ・ 県警察との連絡・調整に関すること <p>4 自衛隊、消防、警察等広域応援出動組織の人員・装備状況の把握に関すること</p> <p>5 県等への被害状況及び応急対策活動実施状況の報告に関すること</p> <p>6 救助法の事務の統括</p> <p>7 通信運用に関すること</p> <p>8 公用負担及び経費に関すること</p> <p>9 臨時ヘリポートの開設に関すること</p> <p>10 緊急放送（避難勧告等）に関すること</p> <p>11 災害ボランティアの要請・受入れに関すること</p> <p>12 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること</p> <p>13 その他総括班長が命じた事項</p>
	連絡調整係	7名 基準	<p>1 市災対本部長等への情報連絡に関すること</p> <p>2 庁内アナウンスなど職員への連絡調整に関すること</p> <p>3 災害対策本部の会議の記録（書記）に関すること</p> <p>4 災害記録の管理に関すること</p> <p>5 職員への本部会議議事（情報）等の周知に関すること</p> <p>6 各班との連絡調整に関すること</p> <p>7 災害関連機関との連絡調整に関すること</p> <p>8 災害現場との連絡通信に関すること</p> <p>9 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること</p> <p>10 その他総括班長が命じた事項</p>

別表2

事務分掌

班	係	係員	事務分掌
総括班 つづき	広報伝達係	6名 基準	1 市災対本部長等への情報連絡に関すること 2 災害広報（対応外）に関すること 3 報道関係者への情報提供等に関すること 4 記者会見に関すること 5 各校区長、自主防災組織の長等への予・警報及び防災情報や高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の指示等の情報提供（ホームページ・つながるのおがた・公式LINE・コミュニティ無線等）に関すること 6 消防本部、警察署等への高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の指示の伝達に関すること 7 災害情報の入手及び入手した情報の提供等による情報収集係の支援・協力の実施に関すること 8 住民等の安否情報に関すること 9 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 10 その他総括班長が命じた事項
	資材等管理係	13名 基準	1 資材、飲料水、食料等の物資調達に関すること 2 資材、物資等の管理・分配に関すること 3 応急調達等にかかる経理に関すること 4 災害時の公用車運行管理に関すること 5 緊急輸送車両の確保に関すること 6 人員輸送に関すること 7 義援金の受付、保管、配分に関すること 8 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 9 その他総括班長が命じた事項
	機動支援係	48名 基準	1 災害現場における応急対策活動に関すること ・小規模災害時の行方不明者等の救出・救助に関すること ・中規模以上の災害時の避難誘導に関すること ・障害物の除去に関すること 2 技術班・避難班をはじめ他班の補助 3 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 4 その他総括班長が命じた事項

別表2

事務分掌

班	係	係員	事務分掌
情報班	情報収集係	18名 基準	1 被害通報の受付に関すること 2 被害届兼指示書の被害届書部分の作成に関すること 3 災害現地図の作成（印刷）に関すること 4 災害情報等の収集及び情報の選別（優先度の判断）に関すること 5 市民からの戸別的小規模災害に対する応急処置や苦情・相談対応等広聴に関すること 6 広報係と連携した住民への必要な防災情報の伝達に関すること 7 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 8 その他情報班長が命じた事項
	情報管理係	5名 基準	1 災害対策本部でパソコン等の情報処理に関すること 2 被害届書兼指示書等の災害システムへの入力に関すること 3 被災情報等のG I S 地図システムへの入力に関すること 4 気象情報・河川情報等の収集及びシステムへの入力に関すること 5 現地情報係及び技術班が入手した災害現場情報及びポンプ・桶門等の情報の災害システムへ入力に関すること 6 災害掲示板の管理運営に関すること 7 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 8 その他情報班長が命じた事項

別表2

事務分掌

班	係	係員	事務分掌
技術班	分析係	8名 基準	<p>1 気象の予警報、上流地域の降雨量及び各河川・ダムの水位等の情報収集に基づく浸水及び河川のはん濫等の予測等に関すること</p> <p>2 情報入手係等が入手した情報等に基づき、応急対策活動に必要な被害状況図(表)、災害予測(図)等の作成及び報告に関すること</p> <p>3 高齢者等避難、避難指示判断に必要な資料の作成に関すること</p> <p>4 小規模災害応急対策指示書の作成及び対策指示に関すること</p> <p>5 技術係等との密接な調整・連携による小規模対策の実施に関すること</p> <p>6 その他技術班長が命じた事項</p>
	技術係、 国県対策係、 水門係、 土木係、 下水道係、 建築係 共通	61名 基準	<p>1 行方不明者、傷病者の現地調査に関すること</p> <p>2 土砂災害の警戒に関すること</p> <p>3 災害協定業者との連絡調整・指示に関すること</p> <p>4 機動支援係の補助に関すること</p> <p>5 道路河川及び一般土木の被害調査・応急修理及び復旧に関すること</p> <p>6 水防工法及び水防訓練の指導に関すること</p> <p>7 水防区域の調査・報告に関すること</p> <p>8 ポンプ場・樋門等の稼働情報の収集・把握・報告に関すること</p> <p>9 治山・林道等の被害調査に関すること</p> <p>10 農林関係の被害調査・予防指導等に関すること</p> <p>11 被災農作物の防疫及び被害復旧に関すること</p> <p>12 建築物の被害調査に関すること</p> <p>13 応急危険度の判定に関すること</p> <p>14 市営住宅施設の被害調査・応急修理及び復旧に関すること</p> <p>15 下水道施設の被害調査・応急修理及び復旧に関すること</p> <p>16 上水道施設の被害調査・応急修理及び復旧に関すること</p> <p>17 道路等の災害応急対策にかかる国・県関係機関との連絡調整に関すること</p> <p>18 総括班総務係の業務支援に関すること</p> <p>19 分析係の業務支援に関すること</p> <p>20 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること</p> <p>21 その他技術班長が命じた事項</p>

別表2

事務分掌

班	係	係員	事務分掌
水道衛生班	ゴミ対策係	15名 基準	1 災害時のごみ受付・処理対応に関すること 2 災害時の特殊車両の運行に関すること 3 総括班機動支援係の業務支援に関すること 4 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 5 その他水道衛生班長が命じた事項
	消毒対策係	11名 基準	1 災害時のし尿の受付・処理に関すること 2 災害時の消毒の受付・処理に関すること 3 災害時の防疫に関すること 4 災害後の消毒対応に関すること 5 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 6 その他水道衛生班長が命じた事項
	水道復旧係 水道施設係 共通	14名 基準	1 水道施設の整備に関すること 2 水道施設の被害調査、応急修理及び復旧に関すること 3 給水に関すること 4 技術班の業務支援に関すること 5 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 6 その他水道衛生班長が命じた事項

別表2

事務分掌

班	係	係員	事務分掌
民生班	民生避難支援係	55名 基準	1 避難所（教育施設以外の施設）の開設・運営に関すること 2 避難誘導に関すること 3 避難路の安全確保に関すること 4 避難所の設定に関すること 5 遺体の対策に関すること 6 支援物資等の集配に関すること 7 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 8 その他民生班長が命じた事項
	救護係	12名 基準	1 応急救護に関すること 2 救助法に関すること 3 災害時の臨時診療所の開設に関すること 4 救護用物資の集配に関すること 5 炊出し及び食料の配給に関すること 6 災害ボランティアの運営に関すること 7 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 8 その他民生班長が命じた事項
	要配慮者支援係	26名 基準	1 要配慮者及び支援組織等への防災情報の伝達及び連絡に 関すること 2 要配慮者避難支援窓口の設置及び要配慮者への対応に 関すること 3 要配慮者の安否確認に関すること 4 福祉避難所の設定に関すること 5 個別支援計画の変更及び伝達に関すること 6 行方不明者、疾病者の現地調査に関すること 7 避難所開設の支援に関すること 8 職員のローテーション等を含む職員管理に関すること 9 その他民生班長が命じた事項
<水害対応避難所>			遠賀川水辺館、直方自動車学校、鞍手高等学校（体育館、武道場、鈴懸ホール）、真照寺、代行寺、願照寺、下境第三集会所、下境三区公民館、直方いこいの村（多目的ホール）、直方特別支援学校（体育館）、中小企業大学校直方校、上頓野校区自治公民館、頓野公民館、直方高等学校（武道場）、永満寺公民館、筑豊高等学校（体育館）、光福寺、清光寺、新中原公民館、天理教筑紫大教会、特別養護老人ホームすみれそうのおがた、直方市火葬場天翔館

別表2

事務分掌

班	係	係員	事務分掌
避難班	教育避難支援係	6 2名 基準	1 避難所の開設・運営に関すること 2 避難誘導に関すること 3 避難路の安全確保に関すること 4 避難所の設定に関すること 5 遺体の対策に関すること 6 学校における児童・生徒の避難に関すること 7 教育委員会施設及びその他の教育関係施設等 への避難指示等の防災情報の伝達に関すること 8 学校給食の支援等に関すること 9 教育委員会施設の被害調査及び整備に関すること 10 支援物資等の集配に関すること 11 その他避難班長が命じた事項
<水害対応避難所（教育委員会関連施設）>			直方西小学校（屋内運動場）、直方市体育館、中泉小学校（屋内運動場）、 下境小学校（屋内運動場）、直方第一中学校（屋内運動場）、上頓野小学校（屋内運動場）、 感田小学校（屋内運動場）、直方東小学校（屋内運動場）、 直方第二中学校（屋内運動場）、直方歳時館

別表2

事務分掌

班	係	係員	事務分掌
消防班	警防係	54名 基準	1 火災予防対策に関すること 2 水防・消防に関すること 3 危険物事故予防対策に関すること 4 気象・災害情報等の収集・報告に関すること 5 水防警戒に関すること 6 避難情報等の緊急広報に関すること 7 災害発生初期段階における初動対応に関すること 8 救出・救助、救急活動の実施に関すること 9 行方不明者並びに遺体の捜索に関すること 10 水防等資材の整備・管理に関すること 11 被害調査、記録、報告に関すること 12 家屋の被害調査に関すること 13 その他、消防班長が命じた事項
	消防団連絡係	7名 基準	1 消防団の行動情報の収集・把握に関すること 2 消防団指揮管理に関すること 3 消防団の連絡調整に関すること 4 その他消防班長が命じた事項
	被害調査係 ・細部の規模、人員は、その都度指名する。		1 被害調査、記録、報告に関すること 2 家屋の被害調査に関すること 3 その他特設班長が命じた事項

別表2の2

方 面 隊 連 絡 系 統

方面隊	隊長	詰 所	隊 員	参 与	区 域	連絡員駐在所	備 考
第1方面	第1分団長	第1分団 1部 格納庫 2部 格納庫	第1分団員 地域住民	南小学校長	溝堀を除く、南校区百合野通り以南の西校区、北校区のうち古町、津田町	南小学校 25-2254	
第2方面	第2分団長	第2分団 1部 格納庫 2部 格納庫	第2分団員 地域住民	北小学校長 第三中学校長	北校区のうち須崎町、日吉町の以北	北小学校 25-2250	
第3方面	第3分団長	第3分団 1部 格納庫 2部 格納庫	第3分団員 地域住民	中泉小学校長	中泉校区	中泉小学校 22-0813	
					南校区のうち溝堀 下境校区のうち川西	第3分団第1部詰所 28-4678	
第4方面	第4分団長	第4分団 1部 格納庫 2部 格納庫	第4分団員 地域住民	下境小学校長 第一中学校長 東小学校長 第二中学校長	下境校区のうち川東 (彦山川以東)	下境小学校 22-0812	
					東校区	東小学校 25-0717	
第5方面	第5分団長	第5分団 1部 格納庫 2部 格納庫	第5分団員 地域住民	上頓野小学校長 感田小学校長	上頓野校区	上頓野小学校 26-0815	
					感田校区	感田小学校 26-0811	
第6方面	第6分団長	第6分団 1部 格納庫 2部 格納庫	第6分団員 地域住民	西小学校長 新入小学校長	西校区のうち百合野通り以北	西小学校 25-2252	
					新入校区	新入小学校 22-0810	
第7方面	第7分団長	第7分団 1部 格納庫 2部 格納庫	第7分団員 地域住民	植木小学校長 植木中学校長	植木校区	植木小学校 28-0025	
第8方面	第8分団長	第8分団 1部 格納庫 2部 格納庫	第8分団員 地域住民	福地小学校長	福地校区	福地小学校 22-0814	

第3章 重要水防改善箇所

重要水防改善箇所は、別表3及び別表3の2、3の3のとおりとする。

別表3

重 要 水 防 改 善 箇 所 (令和2年度)

(河 川)

番号	河川名	左右別	延長(m)	位 置	区 間	予想される危険	水防工法	水 防 資 材		所 管	経過
								かます(枚)	くい(本)		

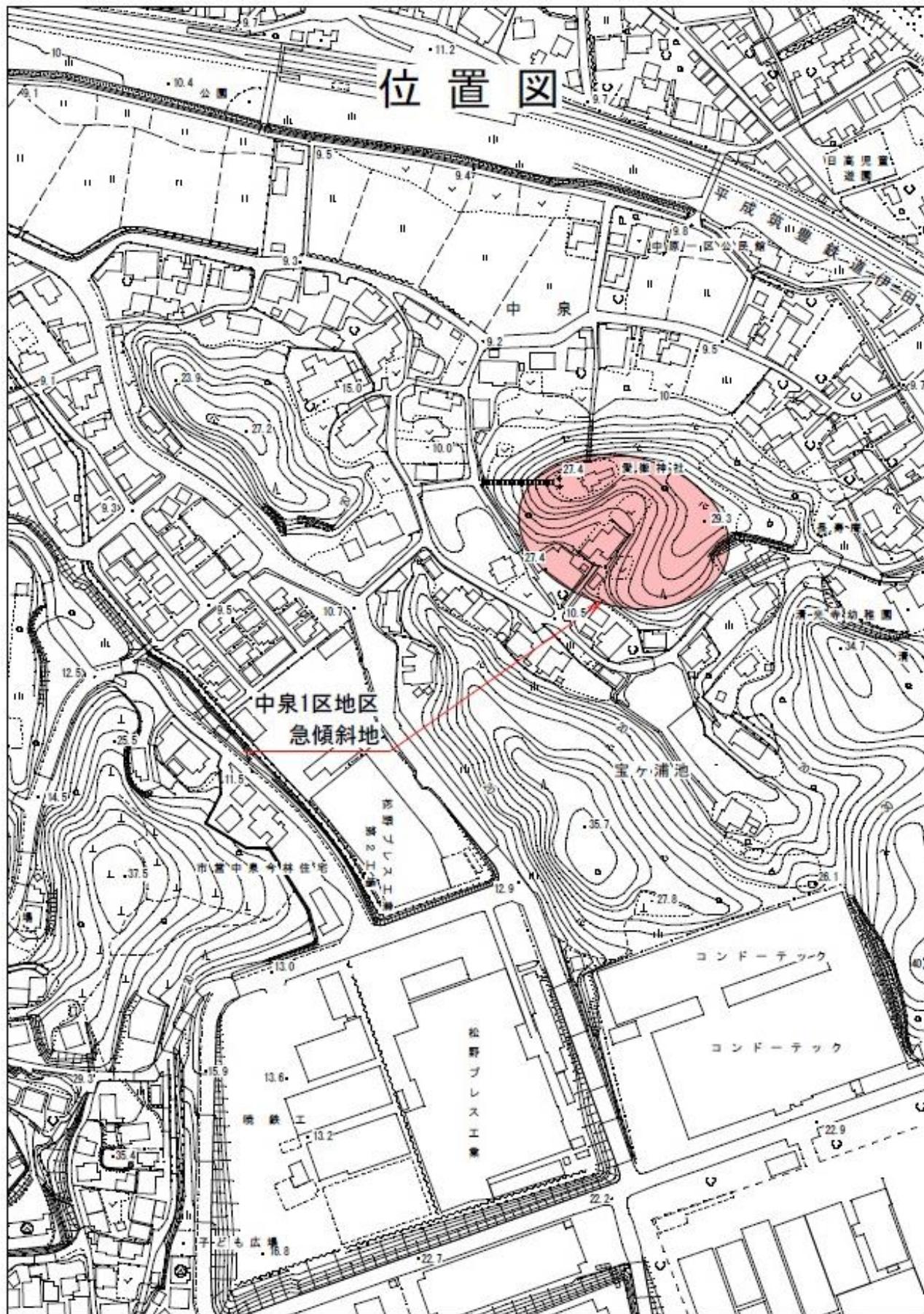
(溜 池)

番号	溜池名	位 置	貯水量 (m ³)	堤防長 (m)	堤 高 (m)	予想される危険	危険が予想される人家数(戸)	水防工法	水 防 資 材			所 管	経過
									かます(枚)	くい(本)	竹(束)		

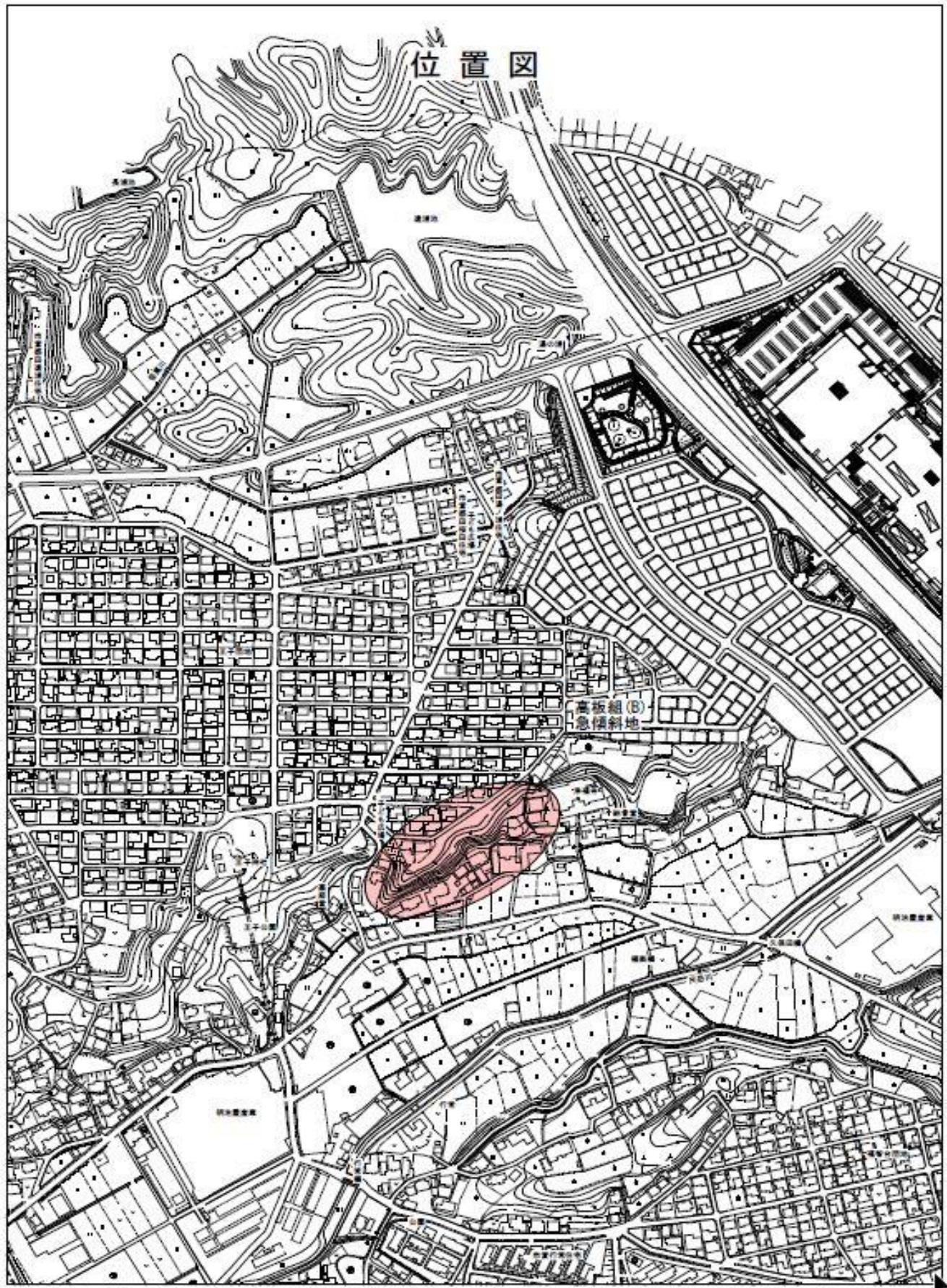
(急傾斜地等)

番号	種 別	位 置	予想される危険	危険が予想される人家数(戸)	水防工法	水 防 資 材			所 管	経 過
						かます(枚)	くい(本)	竹(束)		
1	急傾斜地	大字中泉(中泉一区)	斜面の崩壊	8	土留施工法	150	50	50	直方市土木課	継続
2	〃	大字感田(高板組(B))	〃	6	〃	〃	〃	〃	〃	継続

別表3の2
(急傾斜地等)



別表3の3
(急傾斜地等)



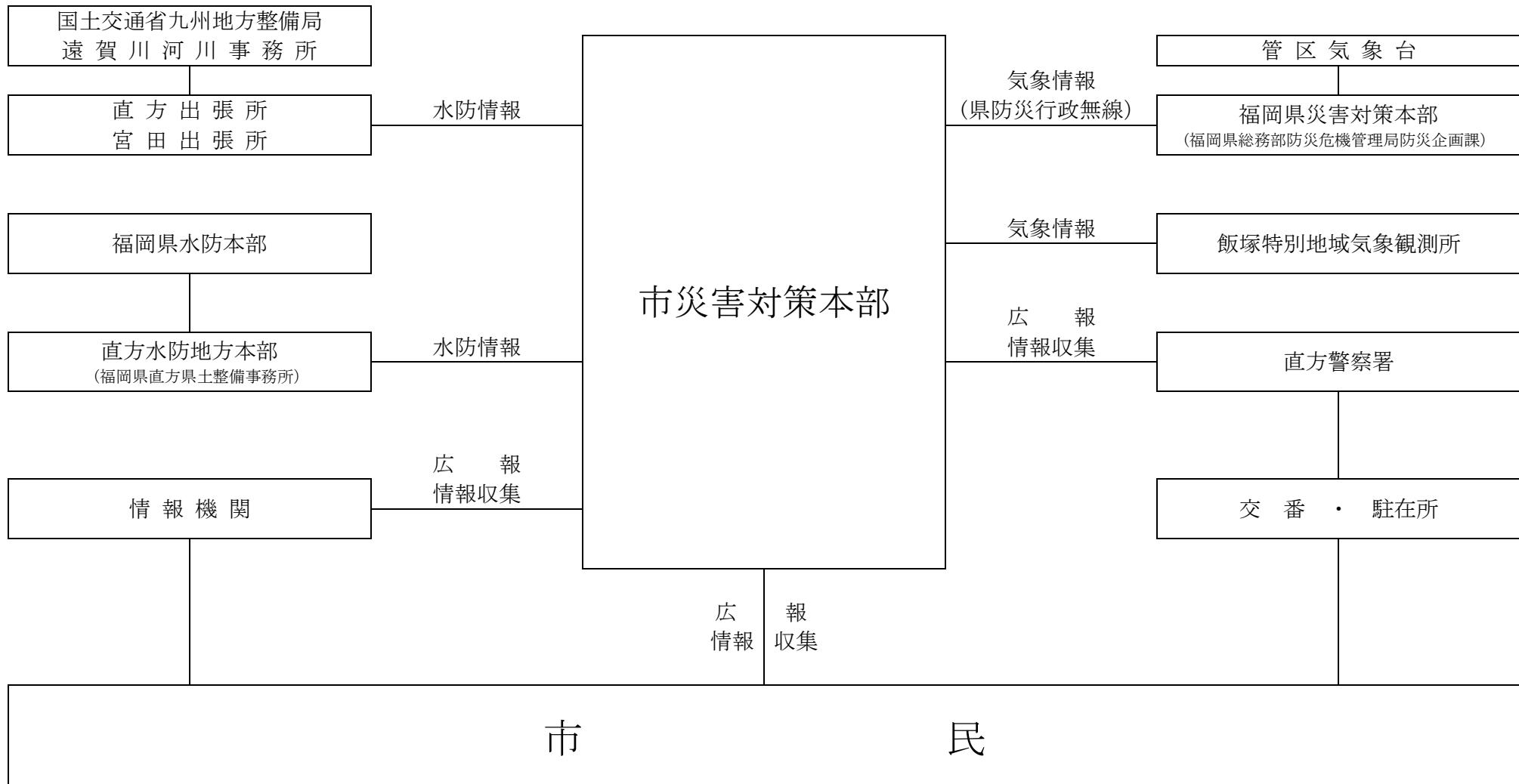
第4章 水防に関する連絡、広報

第1節 情報の収集、広報及び連絡系統

水防活動に必要な情報の収集及び市民に対する広報は別表4、部内及び部外機構との連絡は別表5によりそれぞれ行うものとする。

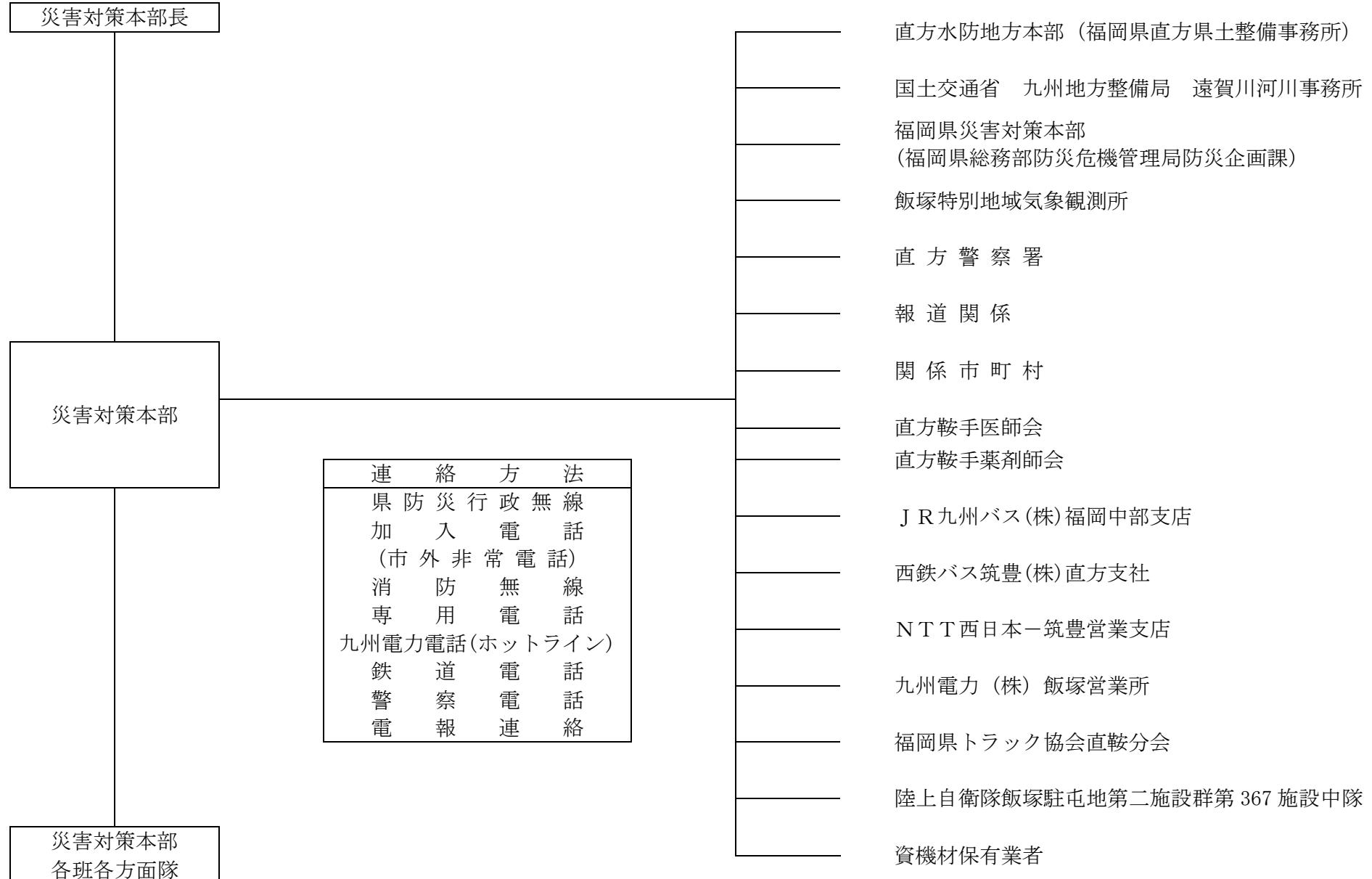
別表 4

情 報 収 集 及 び 広 報 系 統



別表 5

水 防 連 絡 系 統



第2節 水位、雨量の情報

水位は、別表6の観測所の情報を記録し、雨量は、各河川の上流市町村における降雨量の状況を調査するとともに、直方市消防本部において常時観測し、必要に応じて各方面に連絡するものとする。

別表6

水位観測所

河川名	場所	水防団待機水位	はん濫注意水位	種別	所管
遠賀川（幹川）	日ノ出橋	4.60m	5.90m	テレメーター	遠賀川河川事務所
〃	勘六橋	3.80m	5.20m	〃	〃
〃	川島	2.30m	3.60m	〃	〃
〃	大隈	1.30m	2.00m	〃	〃
彦山川	中島	3.70m	5.00m	〃	〃
〃	伊田	1.60m	2.80m	〃	〃
犬鳴川	宮田橋	4.00m	5.50m	〃	〃
尺岳川	感田行常橋下流	0.80m	1.00m	量水標	直方県土整備事務所
近津川	頓野近津神社下流	0.80m	1.00m	〃	〃

※水位は、量水標とする。

(注) 雨量観測は、直方市消防本部とする。

第3節 危険事態発生の通報連絡

堤防決壊の事態が発生した場合は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、法第25条に基づき、直ちに関係機関及び下流市町村に通報するものとする。

第5章 水防警報

法第16条の規定により、水防警報が発せられる河川は、次のとおりである。

【遠賀川、彦山川、犬鳴川】

第6章 水防活動

第1節 水防非常配置

本部長は、所属職員の水防非常配置への切り替えを迅速に行うとともに、事態に即応して非常勤務活動の万全を期するため配備体制を次の3区分とする。

監視体制〔災害対策本部〕

気象情報により災害の発生が予想されるが、災害発生までに多少の時間的余裕がある場合で少数の人員をもって情報収集等にあたり、事態の推移によっては、いつでも市災対本部を設置できる体制。

警戒体制〔災害対策本部〕

比較的軽微な規模の災害、若しくは局地的な災害が発生した場合、又は災害の発生が必至となったとき、いつでも非常配備体制に移行しうる体制。

第1～第3配備体制〔災害対策本部〕

市全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、又は一部地域で被害が特に甚大と予想される場合で、市職員の総力をあげて配備につき、活動できる体制。

第2節 水防資材

1 市、民有水防資材及び車両

別表7、7の2及び7の3のとおりとし、資材は状況によって必要な箇所に分散配置する。

別表 7

市　有　水　防　資　材

品名		数量 (基準)	呼称	備蓄場所	備考
杉丸太		50	本	新町防災倉庫(コンテナ3)	12cm×1.0m 12cm×1.5m
土のう	ナイロン	5,000	枚	新町防災倉庫(コンテナ2)	
		2,000		感田防災倉庫	
鉄線		1	巻	新町防災倉庫(コンテナ2)	ナマシ鉄線 8#
ブルーシート	9.0m×7.2m	30	枚	新町防災倉庫(コンテナ2)	工事用シート他
	7.2m×7.2m	10		感田防災倉庫	
	7.2m×7.2m	10			
トラロープ		10	巻	新町防災倉庫(コンテナ1)	100m 5巻 200m 5巻
		16		消防団格納庫	各 100m
カケヤ		10	本	新町防災倉庫(コンテナ1)	
スコップ		5	本	新町防災倉庫(コンテナ1)	
		40		市役所地下倉庫	
両ツルハシ		1	本	市役所地下倉庫	
カキ板		3	本	市役所地下倉庫	
くわ	平	2	本	新町防災倉庫(コンテナ1)	
	三俣	3			
カマ	大	3	本	新町防災倉庫(コンテナ1)	
	小	10			
鉄線カッター		1	本	新町防災倉庫(コンテナ1)	
やまいも堀		2	本	新町防災倉庫(コンテナ1)	
ノコ		10	本	新町防災倉庫(コンテナ1)	
ポリバケツ		4	個	新町防災倉庫(コンテナ1)	
バリケード	鉄	100	台	新町防災倉庫(コンテナ3)	
		160		消防団格納庫	
		50		感田防災倉庫	
		30		感田ポンプ場	
	鉄棒	4	セット	市水防倉庫(コンテナ)	
コーン		130	式	新町防災倉庫(コンテナ1)	
		20		市役所地下倉庫	
工事灯セット		50	台	新町防災倉庫(コンテナ3)	
一輪車		2	台	新町防災倉庫(コンテナ2)	
		2	台	感田防災倉庫	
水中ポンプ		8	台	新町防災倉庫(コンテナ2)	可搬型

別表 7

市　有　水　防　資　材

品名	数量 (基準)	呼称	備蓄場所	備考
発電機	25	台	消防署(9)・消防団(16)	
チェーンソー	1	台	新町防災倉庫(コンテナ1)	
	4	台	消防署	
舟	5	隻	消防署	
	1	隻	感田防災倉庫	
救命胴衣	160	着	消防署(29)、消防団格納庫(131)	
寝袋	50	個	感田防災倉庫	

別表7の2

市 有 車両 及 び 連 絡 用 器 材

種別	数量	呼称	場所	備考（水道局除く）
消防ポンプ車	3	台	消防署	
消防資機材搬送車	2	〃	〃	輸送車、搬送車
消防ポンプ車	16	〃	消防団	1分団1、2部：2分団1、2部：3分団1、2部 4分団1、2部：5分団1、2部：6分団1、2部 7分団1、2部：8分団1、2部
消防車両	5	〃	消防署	指揮車、査察車、広報車、多機能車、連絡車
特殊自動車	3	〃	〃	はしご車1台、救助工作車1台、水槽車1台
マイクロバス	1	〃	市役所	
小型トラック	8	〃	市役所 感田センター	
軽貨物車	37	〃	市役所 感田センター 他	
軽乗用車	19	〃	〃	
普通乗用車	5	〃	〃	
建設機械	3		不燃物中継所 感田センター	ユンボ1台、ホイルローダー1台、ミニユンボ1台
無線基地局	1	局	消防署	活動波1（消防）、活動波2（救急、救助）
移動局	15	台	〃	
署活動波 (移動型無線)	25	台	〃	
携帯無線	20	〃	〃	
携帯トランシーバー	54	〃	消防団格納庫	
防災行政無線	2	局	市役所 消防署	2GHz
コミュニケーション無線	62	〃	市役所 その他	MCA無線

別表7の3

民 有 車 両

(台数)

所 有 者	種 別						備 考
	バス	大型 トラック	大型トラック ユニック付	普通 トラック	普通トラック ユニック付	重 機	
J R九州バス（株）福岡中部支店	9						
西鉄バス筑豊（株）直方支社	3 4						
石戸産業（株）		3					
大国運送（株）		3		3	1		
丸五運送（有）		4	4	3			
義金建設（有）		4					
誠心物流（株）		5	1	6	1		
タマチ（株）				1	1 5		
福岡大和ヤード（有）			2	2	6		
合 計	4 3	1 9	7	1 5	2 3		

2 水防資材の補給

水防資材の補給のため、市内外の取扱業者を別表8のとおり指定調査し、緊急補給の方途を講じておくとともに、これらによつてもなお資材が不足又は緊急調達が困難な時は、県地方本部長に県有水防資材の補給を要請する。

別表8

民 有 水 防 資 材

種 別	数 量 (基準)	呼 称	備 蓄 場 所	電 話 番 号	備 考
ナイロンかます (土のう袋)	5, 0 0 0	枚	川村岩吉商店	2 6 - 2 2 0 0	確 保 見 込
ブルーシート	1 1 0	枚	か ね 萬	2 3 - 2 8 1 1	〃
ナ マ シ 鉄 線	3 5	巻	か ね 萬	2 3 - 2 8 1 1	〃
ト ラ ロ ー プ	2 0	巻	か ね 萬	2 3 - 2 8 1 1	〃
鉄バリケード	1 5	台	川村岩吉商店	2 6 - 2 2 0 0	〃
杭 (完 成 品)	2 0	本	岩 下 材 木 店	2 2 - 1 6 8 4	〃
手袋 (すべり止め)	3 0 0	双	金 子 株 式 会 社	2 4 - 3 0 0 0	〃

第3節 輸送

水防本部長は、管内のある状況を考慮した輸送経路を別表9のとおり作成するとともに、状況に応じて適切な指令を行うものとする。

別表9



第4節 監視と警戒

1 常時監視

本部長又は消防機関の長は、常時監視員を設けて隨時区域内を監視させるとともに、水防上危険と認められる箇所があるときは直ちに県地方本部と協議し、必要な措置を講じなければならない。

2 非常監視

本部長は、出動命令を発した時から解除するまでの間、特に警戒を厳にし、既往の被害箇所並びに重要箇所を巡回させ、異常事態を発見した場合は、直ちに県地方水防本部に報告するとともに、必要な措置をとるものとする。巡回に当っては、次の要点を特に注意しなければならない。

- (1) 居住側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ。
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ。
- (3) 堤防の上端の沈下及び亀裂。
- (4) 堤防からの水のあふれ。
- (5) (排・取)水門の両袖又は底部からの漏水と、とびらの締り状態。
- (6) 橋りょうその他の河川工作物と堤防取付部の状態。

3 水門等の操作

別表10に掲げる水門等の管理者は、洪水予報等を受報したときは、水位の変動を監視し、事態に応じた適切な措置を取らなければならない。

別表10

水門等の管理責任者氏名

河川名	樋門・樋管(排・取水門)名称	責 任 者		備 考
		住 所	氏 名	
遠賀川	居立川 排水樋門(排水門)	直方市大字下新入1070	松尾邦昭	電動
〃	居立川 導水樋管(排水門)	直方市新町3丁目2-36	坂田力男	電動
〃	知古 排水樋門(排水門)	直方市下境2123	エスエスエンジニア(株)	動力
〃	知古 第1排水樋管(排水門)	直方市知古1丁目2-11	藤原和男	電動
〃	知古 第2排水樋管(排水門)	直方市知古1丁目3-5	時川孝洋	
〃	知古 第3排水樋管(排水門)	直方市下境2123	エスエスエンジニア(株)	電動
〃	日吉町 樋 管(排水門)	直方市津田町3番20号	坂本進	
〃	日吉町 第2樋管(排水門)	〃	〃	
〃	藤野 排水樋管(排水門)	直方市大字頓野3016	早瀬真一	電動
〃	新町 第1排水樋管(排水門)	直方市新町2丁目7-12	松本隆史	電動
〃	溝堀 第1号排水樋管(排水門)	直方市溝堀1丁目7-2	松尾勝秀	
〃	新町 下水路排水樋管(排水門)	直方市新町3丁目2-36	坂田力男	動力
〃	溝堀 第2号排水樋管(排水門)	直方市溝堀1丁目8番15号	林道雄	
〃	新町 第二排水樋管(排水門)	直方市新町3丁目1-13	飯野剛士	電動
〃	赤地 排水樋管(排水門)	直方市大字中泉885-14	(株)ケイ・イー・エス 直方支店	
〃	岩鼻 排水樋管(排水門)	直方市大字山部1101	成田安雄	電動
〃	岩鼻 第1排水樋管(排水門)	〃	〃	
〃	頓野西ヶ崎排水樋管(排水門)	直方市大字頓野3016	早瀬真一	電動
犬鳴川	正境 排水樋管(排水門)	直方市大字植木68-12	今川豊治	電動

別 表 10

水門等の管理責任者氏名

河川名	樋門・樋管(排・取水門)名称	責 任 者		備 考
		住 所	氏 名	
犬鳴川	長田排水樋管(排水門)	直方市大字下新入1383	吉田市郎	
〃	下新入排水樋管(排水門)	直方市大字下新入2035-6	香田年紀	
〃	下新入樋管(排水門)	直方市大字下新入1649	高島秀一	
〃	上新入樋管(排水門)	直方市大字下新入1451-2	川原啓子	
〃	上新入第二排水樋管(排水門)	直方市大字上新入3433 直方市大字上新入3363-1	貞光幸一 石田秀一	電動
〃	石丸排水樋管(排水門)	直方市大字上新入3430	貞光誠一	電動
〃	夏峰排水樋管(排水門)	直方市大字上新入505-1	貞光孝宏	電動
〃	下口第4排水樋管(排水門)	直方市大字上新入2901	石田豊隆	
〃	松ヶ瀬排水樋管(排水門)	直方市大字下新入1355-2	香月敏弘	電動
彦山川	下境第1排水樋管(排水門)	直方市溝堀3丁目6-8	友原清蔵	フラップゲート
〃	下境第2排水樋管(排水門)	〃	〃	〃
〃	下境樋管(排水門)	直方市溝堀1丁目7-2	松尾勝秀	〃
〃	溝堀第3排水樋管(排水門)	〃	〃	〃
〃	溝堀第4排水樋管(排水門)	直方市大字上境459-4	藤川義治	〃
〃	溝堀第5排水樋管(排水門)	〃	〃	〃
〃	溝堀第6排水樋管(排水門)	直方市溝堀3丁目6-8	永露敬三	
〃	猿田第1排水樋管(排水門)	直方市大字下境3598	前田弘義	
〃	猿田第2排水樋管(排水門)	直方市大字下境3788-2	牟田徳次郎	
〃	中泉第1排水樋管(排水門)	直方市大字下境3589	宮原勝義	電動
〃	中泉第2排水樋管(排水門)	直方市大字下境3876-1	田中勝	電動
〃	中泉排水樋管(排水門)	直方市大字下境2158	舌間暉久男	

別 表 10

水門等の管理責任者氏名

河川名	樋門・樋管(排・取水門)名称	責 任 者		備 考
		住 所	氏 名	
彦山川	川端川 排水樋管(排水門)	直方市大字下境4011-18	藤原 祥司	電動
犬鳴川	篠振 第2排水樋管(排水門)	直方市大字上新入2160-1	貞光 加津広	電動
〃	篠振 第3排水樋管(排水門)	〃	貞光 純子	
〃	篠振 第4排水樋管(排水門)	〃	貞光 加津広	
尺岳川	尺岳川 1号樋管(排水門)	直方市大字感田1223	須藤 賢一	電動
〃	尺岳川 2号樋管(排水門)	直方市大字感田2808-6	井上 正次	電動
近津川	近津川 樋管(排水門)	直方市大字感田3451-1	岩野 博之	電動
福地川	下境 排水樋管(排水門)	直方市溝堀2丁目2-3	友原 清蔵	電動
〃	上境 排水樋管(排水門)	〃	〃	

4 排水ポンプの操作

別表11に掲げるポンプ場の管理者は、市内の浸水状況に応じ、ポンプの操作を的確に行うものとする。

別表11

排 水 用 ポ ン プ

名 称	所 在	能 力	操作員氏名	電話番号
居立川揚水機場 (揚水ポンプ場)	直方市大字下新入	電動モーター斜流ポンプ 「直径 1,350mm 220kw 每秒4.00t」×2台	松尾 邦昭 坂田 吉穂	(自)22-4165 (ボ)24-6626
芝原排水機場 (排水ポンプ場)	直方市大字知古990番地	ディーゼル斜流ポンプ 「直径 900mm 200ps 每秒1.83t」×2台 コラム式水中ポンプ 「直径 700mm 75kw 每秒0.91t」×2台	エスエスエンジニア(株)	(会)28-3091 (ボ)22-4956
新町排水機場 (排水ポンプ場)	直方市新町3丁目	ディーゼル主軸斜流ポンプ 「直径 1,100mm 260ps 每秒2.50t」×2台	坂田 力男	(ボ)25-2198
藤野川排水機場 (排水ポンプ場) [国土交通省主管]	直方市大字頓野	ディーゼル横軸斜流ポンプ 「直径 1,500mm 500ps 每秒5.00t」×2台 ガスター・ビン縦軸斜流ポンプ 「直径 1,350mm 386kw 每秒5.10t」×1台	(株)ケイ・イー・エス直方支店	(会)24-8304 (ボ)29-3085
川端川排水機場 (排水ポンプ場) [国土交通省主管]	直方市大字下境	ディーゼル縦軸斜流ポンプ 「直径 1,350mm 350ps 每秒4.00t」×2台	藤原 祥司	(自)22-1283 (ボ)29-3084
植木揚水機場 (揚水ポンプ場)	直方市大字植木	電動モーター横軸斜流ポンプ 「直径 1,350mm 185kw 每秒4.15t」×1台 「直径 600mm 37kw 每秒0.40t」×2台	今川 文親	(自)28-0117 (ボ)24-6850
感田排水機場 (排水ポンプ場)	直方市大字感田 2587-1	ディーゼル縦軸斜流ポンプ 「直径 1,200mm 500ps 每秒2.58t」×2台 電動モーター縦軸斜流ポンプ 「直径 350mm 37kw 每秒0.23t」×2台	(株)洋光製作所 西村 次夫 桑原 英年	(会)22-6000 (ボ)29-0440

別表11

排水用ポンプ

名称	所在	能 力	操作員氏名	電話番号
夏峰排水機場 (排水ポンプ場)	直方市大字上新入	電動モーター横軸水中軸流ポンプ 「直径 500mm 30kw 每秒0.55t」×2台	貞光孝宏	(自)22-5540 (ボ)22-6020
松ヶ瀬排水機場 (排水ポンプ場) [国土交通省主管]	直方市大字下新入	電動 横軸軸流ポンプ 「直径 800mm 55kw 每秒1.30t」×2台	香月敏弘 西尾英俊	(自)28-2185 (ボ)24-0404
石丸排水機場 (排水ポンプ場) [国土交通省主管]	直方市大字上新入	電動 横軸軸流ポンプ 「直径 300mm 11kw 每秒0.20t」×2台	貞光誠一 貞光朝夫	(自)22-6875 (自)23-2882 (ボ)29-3015
赤地排水機場 (排水ポンプ場)	直方市大字赤地	電動 ボルテックスポンプ 「直径 600mm 75kw 每秒0.75t」×2台	(株)ケイ・イー・エス直方支店	(会)24-8304 (ボ)28-2076
尺岳川2号排水機場 (排水ポンプ場)	直方市大字感田 (知古6-2)	電動 横軸水中軸流ポンプ 「直径 500mm 18.5kw 每秒0.40t」×2台	井上正次 岩野博之	(自)26-2509 (自)25-1876
上新入第2排水機場 (排水ポンプ場) [国土交通省主管]	直方市大字上新入	電動 横軸水中軸流ポンプ 「直径 1,000mm 75kw 每秒2.00t」×2台	貞光幸一 石田秀一	(自)23-2209 (自)24-0539 (ボ)23-0904
北小川排水機場 (排水ポンプ場) [国土交通省主管]	直方市日吉町	ディーゼル 立縦軸軸流ポンプ 「直径 900mm 214ps 每秒2.15t」×2台	エスエスエンジニア(株)	(会)28-3091 (ボ)23-0037

5 水防警戒区域

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、特に必要があるときは法第21条の警戒区域を設定し、居住者等に対し退去を命ずることができる。

第5節 水防信号及び標識

1 水防信号

本市で用いる水防信号は、次のとおりとする。

種類	説明	サイレン信号				
第一信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	(約5秒) (約15秒) (約5秒) (約15秒) (約5秒)				
		0	－	休止	0	－
第二信号	消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの	(約5秒) (約6秒) (約5秒) (約6秒) (約5秒)				
		0	－	休止	0	－
第三信号	市内の区域内に居住する者が水防の応援に出動すべきことを知らせるもの	(約10秒) (約5秒) (約10秒) (約5秒) (約10秒)				
		0	－	休止	0	－
第四信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	(約1分) (約5秒) (約1分)				
		0	－	休止	0	－

- (1) 信号は、適宜時間を継続すること。
- (2) 危険解消と確認したときは、口頭伝達により周知させること。

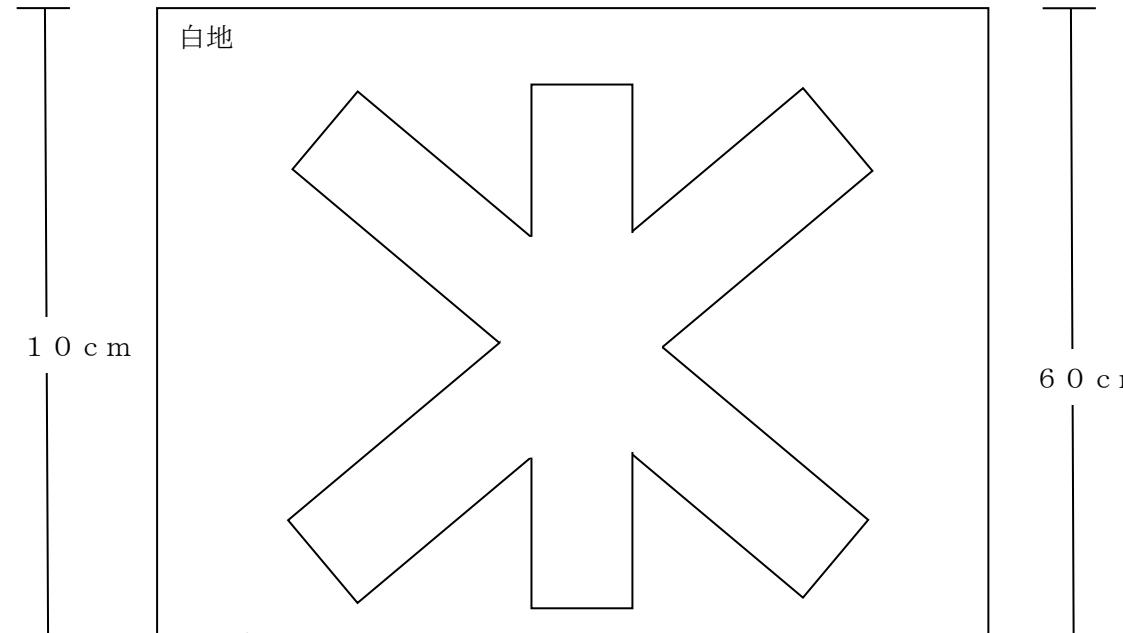
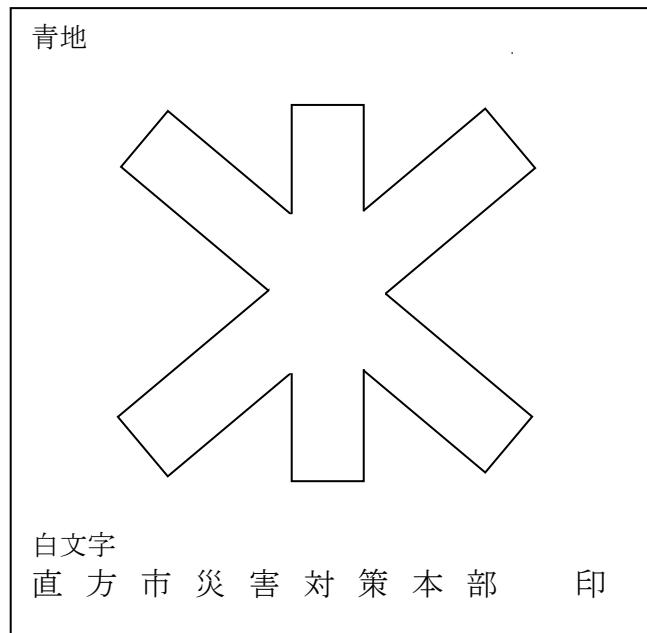
2 優先通行の標識

水防に従事する者及び車両等が出動するときは、別表12の腕章及び標識をつけるものとする。

別表1 2

優先通行標識

(1) 腕章



20 cm

90 cm

第6節 相互応援及び他の機関との協議

1 相互応援

法第23条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を要請することができる。又は、災害拡大のおそれが生じ、自衛隊の派遣を必要とするときは、県知事を通じて要請する。

2 他の機関との協議

本部長は、水防活動を容易にするため、水防関係事項については、県地方本部及び関係機関と協議し、活動の円滑をはかるものとする。

第7節 避難

本部長は、災害の危険がある場合、必要と認める地域の住居者等に対し、避難のための立ち退きを勧告又は指示するとともに、所轄警察署長に通知しなければならない。

1 避難所設営予定箇所

避難所設営予定箇所は、別表13のとおりとする。

別表13

避難所設営予定箇所

名 称		住 所	電話番号	F A X	延床面積 (m ²)	収容可能人数 (人) 2.2 m ²
1	遠賀川水辺館	溝堀1丁目1番1号	22-1810	22-2859	259	117
2	直方自動車学校	赤地1番地	22-3155	24-0040	523	237
3	直方西小学校（体育館）	山部666番地	25-2252	25-1523	759	345
4	鞍手高等学校（体育館、武道場、鈴懸ホール）	山部810番地7	22-0369	22-0370	3,160	1,436
5	直方市体育館	直方674番地25	25-2237	25-2238	5,137	2,335
6	真照寺	下新入1672番地1	22-4565	22-4568	50	22
7	代行寺	植木749番地	28-0410		350	159
8	願照寺	植木2298番地	28-1056		50	22
9	中泉小学校（体育館）	中泉848番地3	22-0813	22-5338	755	343
10	下境第三集会所	下境3910番地28			66	30
11	下境小学校（体育館）	下境1820番地	22-0812	22-5336	853	387
12	直方第一中学校（体育館）	下境1892番地1	22-0178	22-5001	1,138	517
13	下境三区公民館	下境3910番地3			147	66
14	永満寺公民館	永満寺2088番地			176	80
15	直方特別支援学校（体育館）	下境410番地2	24-5570	24-5508	1,009	458
16	中小企業大学校直方校	永満寺1463番地2	28-1144	28-4385	421	191
17	上頓野小学校（体育館）	上頓野2510番地	26-0815	26-5322	767	348
18	上頓野校区自治公民館	上頓野2689番地6			50	22
19	頓野公民館	頓野1685番地4			150	68
20	感田小学校（体育館）	感田1160番地	26-0811	26-0799	909	413
21	直方東小学校（体育館）	頓野2095番地1	25-0717	25-0790	773	351
22	直方高等学校（武道場）	頓野3459番地2	22-0006	22-0156	816	371
23	直方第二中学校（体育館）	頓野4082番地	26-0657	26-0659	1,034	470
24	筑豊高等学校（体育館）	頓野4019番地2	26-0324		1,567	712
25	光福寺	下境1638番地	24-2248		100	45
26	清光寺	中泉91番地	24-3281		77	35
27	直方歳時館	新町1丁目1番18号	25-2008	25-2008	143	65
28	新中原公民館	頓野1193番地4			109	49
29	天理教筑紫大教会	頓野3090番地	24-2200		237	107
30	特別養護老人ホーム すみれそうのおがた	上境2027番地1	25-8723	25-8724	177	80
31	直方市火葬場 天翔館	上新入2430番地14	25-2110		333	151
32	直方市汚泥再生処理センター	知古189-1	26-2594		99	45
	計					10,077

第8節 水防報告と記録

水防活動及び水防訓練の結果について、法第47条の規定に基づいて行う水防報告及び記録は、次のとおりとする。

1 逐時報告

水防体制から平常時に復したとき、又は水防訓練を行ったときは、次の事項を取りまとめ、水防報告については、別表14、訓練報告については、別表15により直方県土整備事務所を通じて知事に報告する。

- (1) 天候の状況
- (2) 洪水増減の状況
- (3) 使用資機材の種類、数量の状況
- (4) 堤防その他の施設の異常の有無
- (5) 水防作業の状況
- (6) 法第28条の規定による公用負担下命の種類及び員数
- (7) 消防団員の出動時刻及び人員
- (8) 応援の状況
- (9) 住居者の状況
- (10) 警察の援助の状況
- (11) 現場指導の官公吏名
- (12) 立ち退き状況
- (13) 水防関係者の死傷の有無並びに被災者の状況
- (14) 功労者及びその功績
- (15) 今後の水防について、考慮を要する点及びその他の所見

別表14

水防実施状況報告書

直方市長印

水防実施月日	豪雨 年月日 台風第号			報告月日	年月日			
増水の概況	はん濫注意水位 川 増水位	m	連続雨量 最大日雨量 最大時間雨量	mm(月日時～月日時) mm(月日) mm(月日時～時)				
水防実施箇所	直方市大字			地先	m			
出動人員数	消防団員 (内応援人)	警察官	自衛隊員		その他	計		
		人	人	人	人	人		
水防作業概況 及び工法								
水防効果								
一般災害	項目種別	被害防止	実被害	所要経費	団体名区分	管理団体分	県支出分	計
	田	ha 千円	ha 千円		人件費			
	畑	ha 千円	ha 千円		資材			
	家屋	戸 千円	戸 千円		器材			
	工場	戸 千円	戸 千円		その他			
	その他一般土木災害	千円	千円		小計			
	小計	ha 戸 千円	ha 戸 千円		合計			
河川災害	堤防	m 千円	m 千円	主要使用資材内訳	俵 (かます袋)	単価 円枚	単価 円枚	単価 円枚
	護岸	m 千円	m 千円		むしろ			
	その他災害河川	m 千円	m 千円		なわ			
	小計	m 千円	m 千円		丸太			
	合計	ha 戸 千円	ha 戸 千円		その他			
(備考)				功労者の氏名、年齢、所属及び功績概要				
				破損等があった時、その原因(水防作業者の立場から見て記入のこと)				
				水防活動に対する自己批判				

別表15

水防訓練報告書

直方市

実施月日	年月日 地先 川筋 直方市大字 左岸 地先 右岸									
実施団体	主催者	参加団体					合計	参観者	計人	
	団体名					小計				
参加人員	人	人	人	人	人	人				
訓練概要 (訓練内容)										
経費	一般経費			資材費					合計	摘要
	人件費	その他 (食糧燃料)	計(A)	かます	くい	なわ		計(B)	(A+B)	
	管理団体	円	円	円	(枚)	(本)	(玉)	円	円	
県支出	円	円	円	(枚)	(本)	(玉)	円	円		
(想定)										
付記	(結果講評) (良かった点、悪かった点)									

2 定期報告

毎年、水防期の経過後、必要に応じ直方県土整備事務所を通じて国土交通省に提出するものとする。

3 水防記録

水防活動を開始したときは、別表16の水防日誌に記載すると共に、必要に応じて現場写真を撮影しなければならない。

別表16

水防日誌

水防実施月日	豪雨 年月日 台風第号 警報等の発表								
	はん濫注意水位 川 増水位	m	連続雨量 最大日雨量 増水位	mm (月日時~月日時) mm (月日) mm (月日時~月日時)					
水防実施箇所	直方市大字 地先 m								
出動人員数	消防署員	消防団員	自衛隊員	警察官	その他	計			
	人 (内応援)	人 (内応援)	人	人	人	人			
水防作業概況 及び工法									
水防効果									
一般災害	項目種別	被害防止	実被害	所要経費	団体名区分	管理団体分	県支出分	計	
		田	ha 千円		ha 千円	人件費			食糧等を含む
		畑	ha 千円		ha 千円	資材			
		家屋	戸 千円		戸 千円	器材			
		工場	戸 千円		戸 千円	その他			
		その他一般土木災害	千円		千円	小計			
	小計	ha 戸 千円	ha 戸 千円	合計					
河川災害	主要使用資材内訳	堤防	m 千円	m 千円	俵 (かます袋)	単位 円	数量	単位 円	数量
		護岸	m 千円	m 千円	むしろ				
		その他災害河川	m 千円	m 千円	なわ				
		小計	m 千円	m 千円	丸太				
		合計	ha 戸 千円	ha 戸 千円	その他				
	(備考)								
	功労者の氏名、年齢、所属及び功績概況								
	破損等があったとき、その理由								
	水防活動に対する自己批判								

4 水防資材受払簿

水防資材は、別表17の水防資材受払簿に受け払いを記載するものとする。

別表 1 7

水防資材受払簿

第9節 水防非常配置の解除

本部長は、水位が警戒水位以下に減じ警戒の必要がなくなったと認めたときは、水防非常配置を解除するとともに、一般に周知しなければならない。

第7章 水防費用と公用負担

第1節 水防費用

市の水防管轄区内の水防に要した費用は、市が負担する。ただし、他の水防管理団体への応援のために要した費用の負担は、被応援団体と協議し、その区分及び額を定めるものとする。

第2節 公用負担

法第28条の規定に基づき、水防のため緊急に必要のあるときは、水防本部長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用及び収用
- (3) 車両その他の運搬用具若しくは器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

前項の権限行使によって、所有者、管理者等損失を被った者に対しては、時価によりその損失を補償するものとする。

第8章 計画の更新

水防計画は、毎年防災会議にはかり、その承認を得て更新するものとする。

第9章 その他

第1節 水防工法

水防作業に当たり実施する工法は、おおむね次のとおりとする。

【積み土俵・折り返し・築きまわし・月の輪・その他有効な方法】

第2節 水防訓練

水防訓練は、県水防本部長や専門職の指導を受け、おおむね次の要領で実施するものとする。

1 想定訓練

- (1) 気象状況
- (2) 水位及び降雨の状況
- (3) 洪水予報
- (4) 危険箇所
- (5) 状況変化

2 作業訓練

- (1) 水防作業員の招集出動
- (2) 水防工法の選定、各工法の実習
- (3) 必要資機材の種類及び数量の判定
- (4) 資機材運搬の状況
- (5) 作業開始から終了までの動作とでき上がりの判定
- (6) 状況変化による次期作業についての判定

第3節 啓発広報

水防管理者は、水防に必要な次の事項について、各関係機関及び団体と協力して、その広報周知を図るものとする。

- (1) 市民に対する水防協力への認識を深める。
- (2) 気象予報、水防警報の伝達方法（特に夜間）
- (3) 護岸、堤防等の異常発見の通報並びに応急処置の方法について指導すること。
- (4) 重要水防改善箇所、資材運送等について、関係者及び市民に対する周知を図ること。

付録

電

名 称	電 話 番 号
市 関 係 機 関	
災害対策本部	25-2002
直方市消防本部	25-2300
国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所 直方出張所	24-0083
直方警察署	22-0110
直方水防地方本部 (福岡県直方県土整備事務所)	22-5617
福岡森林管理署 直方森林事務所	26-4041
福岡県直方県土整備事務所	22-5617
直方鞍手医師会	22-0448
直方鞍手薬剤師会	29-7055
福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4876
NTT 西日本一筑豊営業支店	0948-26-2700
九州電力(株)飯塚配電事業所	0948-21-1565
福岡県トラック協会筑豊支部	0948-26-2227
直方商工会議所	22-5500
直方市農業委員会	25-2333

話 番 号 一 覧 表

No.1

名 称	電 話 番 号
運 送 関 係	
JR九州バス(株)福岡中部支店	52-0180
西鉄バス筑豊(株) 直方支社	26-6120
石戸産業(株)	32-0936
大国運送(株)	62-2903
丸五運送	22-1458
義金建設(有)	24-1886
誠心物流(株)	66-4877
タマチ(株)	42-5432
福岡大和ヤード(有)	32-8227
報 道 関 係	
毎日新聞	26-2566
朝日新聞	0948-22-1730
西日本新聞	26-1361
読売新聞	22-3801
NHK 飯塚通信部	0948-22-3337
学 校 関 係 ・ そ の 他	
南小学校	25-2254
北小学校	25-2251
西小学校	25-2252
新入小学校	22-0810
感田小学校	26-0811
上頓野小学校	26-0815
下境小学校	22-0812
福地小学校	22-0814
中泉小学校	22-0813
植木小学校	28-0025
東小学校	25-0717

付録

電 話 番 号 一 覧 表

No.2

名 称	電 話 番 号	水 防 資 機 材 取 扱 業 者	電 話 番 号
直方第一中学校	22-0178	かね萬	23-2811
直方第二中学校	26-0657	岩下木材店	22-1684
直方第三中学校	25-2256		
植木中学校	28-0439	関係官公署及び周辺市町村	防 災 無 線
鞍手高等学校	22-0369	福岡県災害対策本部(県庁代表)	78-700-7500
筑豊高等学校	26-0324	福岡県防災危機管理局防災企画課	78-700-7022
直方高等学校	22-0006	福岡県消防学校	78-960-70
大和青藍高等学校	22-0533	田川地区消防本部	78-669-70
直方特別支援学校	24-5570	飯塚地区消防本部	78-668-70
直方自動車学校	22-3155	直方鞍手広域市町村圏事務組合消防本部	78-670-70
直方市中央公民館	25-2241	中間市消防本部	78-656-70
直方市男女共同参画センター	25-2244	中間市役所	78-215-70
直方市民体育センター	25-2246	福智町役場	78-606-70
直方市体育館	25-2237	小竹町役場	78-401-70
遠賀川水辺館	22-1810	宮若市役所	78-403-70
		鞍手町役場	78-402-70
		福岡管区気象台	78-981-70
		飯塚特別地域気象観測所	
		陸上自衛隊飯塚駐屯地第二施設群本部	0948-22-7651

付録

1 国土交通省管理の重要水防箇所

(1) 重要水防箇所評定基準について

①基準の考え方

- (ア) 水防上の重要度に応じて2ランク（A・B）に区分したものである。
- (イ) 水防上重要な区間と改修を優先すべき区間との間に整合性を持たせたものである。

②重点区間について

- (ア) 水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間として、「重点区間」を設定しても良いものである。
- (イ) 重点区間は、各河川延長の1割程度を目安とするものとすること。

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤 漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
陸閘			陸閘が設置されている箇所。
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。

【国土交通省管理区間】重要水防区域一覧表（B）〈堤防〉 その 1

番号	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考				水防工法
11	遠賀川	直方市植木地先	左	13/140 ~ 13/200	60	越水 B				積み土俵
12	遠賀川	直方市植木地先 直方市感田地先	左	13/200 ~ 15/900	2,700	越水 B				積み土俵
13	遠賀川	直方市感田地先	左	15/900 ~ 16/700	800	越水 B				積み土俵
14	遠賀川	直方市感田地先 直方市知古地先	左	16/700 ~ 16/900	200	越水 B				積み土俵
15	遠賀川	直方市知古地先	左	17/100 ~ 17/600	500	越水 B				積み土俵
16	遠賀川	直方市知古地先	左	17/600 ~ 17/700	100	越水 B	堤体漏水 B (法崩れ)			シート張り・ 積み土俵
17	遠賀川	直方市知古地先	左	17/700 ~ 17/900	200	越水 B	堤体漏水 B (法崩れ)			シート張り・ 積み土俵
18	遠賀川	直方市知古地先 直方市日吉町地先 直方市津田町地先	左	17/900 ~ 18/800	900	越水 B	堤体漏水 B (法崩れ)			シート張り・ 積み土俵
19	遠賀川	直方市津田町地先 直方市殿町地先	左	18/800 ~ 19/700	900	越水 B				積み土俵
20	遠賀川	直方市新町地先	左	19/900 ~ 20/300	400	越水 B				積み土俵
21	遠賀川	直方市山部地先	左	20/900 ~ 21/100	200	越水 B				積み土俵
22	遠賀川	直方市山部地先	左	21/100 ~ 21/300	200	越水 B				積み土俵
23	遠賀川	直方市山部地先	左	21/300 ~ 21/320	20	越水 B				積み土俵
79	遠賀川	直方市感田地先	右	15/780 ~ 15/900	120	越水 B				積み土俵
80	遠賀川	直方市感田地先	右	15/900 ~ 16/900	1,000	越水 B				積み土俵
81	遠賀川	直方市感田地先	右	17/100 ~ 17/500	400	越水 B				積み土俵
82	遠賀川	直方市感田地先	右	17/500 ~ 17/700	200	越水 B				積み土俵
83	遠賀川	直方市知古地先 直方市頓野地先 直方市下境地先	右	17/700 ~ 19/100	1,400	越水 B				積み土俵

【国土交通省管理区間】重要水防区域一覧表（B）〈堤防〉その2

番号	河川名	地先名	左右岸 の区別	位置	延長 (m)	備考				水防工法
152	犬鳴川	直方市下新入地先	左	1/700 ~ 2/300	600	越水 B				積み土俵
153	犬鳴川	直方市上新入地先	左	2/900 ~ 3/500	600	越水 B				積み土俵
172	犬鳴川	直方市下新入地先 直方市上新入地先	右	1/700 ~ 3/540	1,840	越水 B				積み土俵
196	彦山川	直方市溝堀地先	左	0/100 ~ 0/300	200	越水 B				積み土俵
197	彦山川	直方市溝堀地先	左	0/300 ~ 0/700	400	越水 B				積み土俵
198	彦山川	直方市溝堀地先 直方市下境地先	左	0/700 ~ 2/000	1,300	越水 B				積み土俵
199	彦山川	直方市下境地先	左	2/000 ~ 2/100	100	越水 B	堤体漏水 B		基礎地盤漏水 B	シート張り・ 積み土俵 釜段工
200	彦山川	直方市下境地先 直方市中泉地先	左	2/100 ~ 2/300	200	越水 B			基礎地盤漏水 B	シート張り・ 積み土俵 釜段工
201	彦山川	直方市中泉地先	左	2/300 ~ 2/500	200				基礎地盤漏水 B	シート張り・ 釜段工
202	彦山川	直方市中泉地先	左	2/500 ~ 3/540	1,040	越水 B			基礎地盤漏水 B	シート張り・ 積み土俵 釜段工
237	彦山川	直方市下境地先	右	0/000 ~ 1/500	1,500	越水 B				積み土俵
238	彦山川	直方市上境地先	右	2/500 ~ 3/100	600	越水 B				積み土俵
239	彦山川	直方市上境地先	右	3/300 ~ 3/700	400	越水 B				積み土俵
	計			(31ヶ所)	19,280					

【国土交通省管理区間】重要水防区域一覧表（要注意）〈堤防〉

管理番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
2	福岡県	遠賀川	直方市植木地先	左	14/000 ~ 14/200	200	破堤履歴	積み土俵
8	福岡県	遠賀川	直方市感田地先	右	17/500 ~ 17/700	200	新堤防(令和元年度施工)	シート張り
9	福岡県	遠賀川	直方市知古地先 直方市頓野地先 直方市下境地先	右	17/900 ~ 19/300	1,400	新堤防(令和元年度施工)	シート張り
15	福岡県	彦山川	直方市溝堀地先 直方市下境地先	左	0/700 ~ 1/700	1,000	新堤防(令和元年度施工)	シート張り
16	福岡県	彦山川	直方市下境地先	右	0/100 ~ 0/700	600	新堤防(令和元年度施工)	シート張り
		計			(5ヶ所)	3,400		

【国土交通省管理区間】重要水防区域一覧表（A）〈構造物〉

管理番号	県名	河川名	名称	地先名	左右岸の区別	位置	備考
1	福岡県	遠賀川	平成筑豊鉄道嘉麻川橋梁(下流)	直方市	—	20/900	許可工作物
2	福岡県	遠賀川	平成筑豊鉄道嘉麻川橋梁(上流)	直方市	—	20/910	許可工作物

【国土交通省管理区間】重要水防区域一覧表（B）〈構造物〉

管理番号	県名	河川名	名称	地先名	左右岸の区別	位置	備考
6	福岡県	遠賀川	北九州市水管橋	直方市・北九州市八幡西区	—	13/730	許可工作物
7	福岡県	遠賀川	中島橋	直方市・北九州市八幡西区	—	15/320	許可工作物
8	福岡県	遠賀川	なのはな大橋	直方市	—	16/900	許可工作物
9	福岡県	遠賀川	直方市北部幹線水管橋	直方市	—	17/000	許可工作物
10	福岡県	遠賀川	日の出大橋	直方市	—	18/650	許可工作物
11	福岡県	遠賀川	勘六橋	直方市	—	19/840	許可工作物
12	福岡県	遠賀川	新橋	直方市	—	20/550	許可工作物
59	福岡県	犬鳴川	天神橋	直方市	—	1/080	許可工作物
60	福岡県	犬鳴川	若宮川鉄道橋	直方市	—	1/130	許可工作物
61	福岡県	犬鳴川	松ヶ瀬橋	直方市	—	1/600	許可工作物
62	福岡県	犬鳴川	新入大橋	直方市	—	2/400	許可工作物
63	福岡県	犬鳴川	広甲橋	直方市	—	2/800	許可工作物
80	福岡県	彦山川	東勘六橋	直方市	—	0/650	許可工作物
81	福岡県	彦山川	直方大橋	直方市	—	2/400	許可工作物
82	福岡県	彦山川	岡森橋	直方市	—	3/000	許可工作物
83	福岡県	彦山川	岡森堰	直方市	—	3/180	許可工作物

付録

2 県知事管理区間の重要水防箇所

(1) 重要度

水防上もっとも重要な区間 A	背後地に家屋密集地、あるいは主要公共施設（鉄道、主要道路等）があり甚大な被害が予想されるもの
次に重要な区間 B	背後地に家屋あるいは公共施設に被害が予想されるもの
その他重要な区間 C	背後地の農地（田畠等）に被害が予想されるもの

(2) 選定基準

河川断面	河道の未改修による狭小、または局部的な堆積土砂等に起因して被害が予想される区間
堤防断面強度 護岸脆弱	築堤箇所で堤防天端幅が 3.0m 以下で一般に刃堤となっているところ、築堤河川において基礎地盤の軟弱により法面崩壊や急激な沈下等が予想される箇所、または護岸脆弱に起因して決壊する危険が予想されるもの
漏水・水衝 洗掘	堤体あるいは基礎地盤により漏水の実績があるところ、または水衝部で川岸が洗掘され護岸がたびたび破損や破堤等により被害が予想される区間
工事施工中	出水期間中および長期間にわたって仮締切により樋門樋管等の工事のため堤防を開削している箇所、または築堤、掘削工事のため堤防を横断方面に切開している箇所で一時的であるが危険が予想される箇所

【県知事管理区間】重要水防箇所一覧表（B）〈河川〉

管理番号	県土整備事務所	水系名	河川名	左右岸の区別	延長(m)	位置				重要度	予想される事態	水防工法
						市郡	区町村	大字	キロ杭位置			
4-3	直方	遠賀川	福地川	左右	2,050 2,050	直方		上境	東橋～小桜橋	B	溢水	積み土のう工
4-4	直方	遠賀川	福地川	左右	1,850 1,850	直方		上境	永満寺橋～餅田大井堰	B	溢水	積み土のう工
4-5	直方	遠賀川	川端川	左右	500 500	直方		上境	川端ポンプ場上流	B	溢水	積み土のう工
計				3ヶ所	8,800							

水防法抜粋

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できることによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間に内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、駿潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。
(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防警報)

第十六条 國土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により國民經濟上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、國土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職權を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
- 3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に關係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

付録

水防工法一覧表

原 因	工 法	工 法 の 概 要	利 用 箇 所 ・ 河 川	お も に 利 用 す る 資 材
溢 水 (越 水)	積み土俵工	堤防上端に土俵又は、土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防上端にくいをうち、せき板をたてる	都市周辺河川(土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防上端に土俵の変わりに蛇かごを置く	急流河川	鋼線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防上端はビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	概製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防居住側斜面をむしろで被覆する	あまり高くない提体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防居住側斜面を防水シートで被覆する	都市周辺河川(むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ビン、軽量鉄パイプ、土のう
漏 水 対 策	釜段工(釜築き、釜止め)	居住側小段、居住側斜面先平地に円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ヒールパイプ
	水マット式釜段工	居住側小段、居住側斜面先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川(土砂、土のう入手困難)	概製水のうポンプ、鉄パイプ
	鉄板式釜段工(簡易釜段工)	居住側小段、居住側斜面先平地に鉄板を円筒形に積み立てる	都市周辺河川(土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
	月の輪工	居住側斜面部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
	水マット月の輪工	居住側小段、居住側斜面先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のう入手困難)	概製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
	たる伏せ工	居住側小段、居住側斜面先平地に底抜きたるまたはおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
	導水むしろ張り工	居住側斜面、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川(漏水少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏 水 対 策	詰め土俵工	川側斜面の漏水目に土俵などを詰める	一般河川 (構造物のあるところ水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
	むしろ張り工	川側の漏水面上にむしろを張る	一般河川(水深の浅い所)	むしろ、竹、土俵、竹ビン
	継ぎむしろ張り工	川側の漏水面上に継ぎむしろを張る	一般河川(漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土俵
	シート張り工	川側の漏水面上に防水シートを張る	都市周辺河川(むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ
	たたみ張り工	川側の漏水面上にたたみを張る	一般河川(水深の浅いところ)	土俵の変わりに土のう

付録

水防工法一覧表

原因	工 法	工 法 の 概 要	利 用 箇 所 ・ 河 川	おもに利 用 す る 資 材
深掘れ	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的暖流河川	漏水防止と同じ
	木流し工(竹流し工)	樹木(竹)に重り土俵をつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
	立てかご工	川側堤防斜面に、蛇かごを立てて被覆する	急流河川、砂利堤防	
	捨て土のう工、捨て石工	川側堤防斜面決壊箇所に、土のうまたは大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
	竹綱流し工	竹を格子形に、結束し土俵をつけて、堤防斜面を被覆する	暖流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に、川倉、牛わく鳥脚などの合掌水を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
	築きまわし工	川側堤防斜面の決壊による断面不足を居住側斜面に土俵を積む	凸側堤防、他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面を覆う	比較的暖流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き裂	堤防上端	折り返し工	堤防上端のき裂をはさんで、両肩付近に竹をさし、折り曲げて連結する	粘土質堤防
		打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりに、くいと鉄線を用いる	砂質堤防
	堤防上端居住側斜面	控え取り工	き裂が堤防上端から居住側斜面にかけて生じるもので、折り返し工と同じ	粘土質堤防
		継ぎ縫い工	き裂が堤防上端から居住側斜面にかけて生じるもので、控え取り工と同じ	砂質堤防
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち、竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防